



## 《会計・税務の知識》 社会保障・税一体改革案

年の瀬迫る昨年12月30日。政府税制調査会では、民主党が提出した社会保障・税一体改革案を了承しました。1月6日には、政府・与党は閣議で報告し、今後与野党協議を経て今年度中の法案提出を目指しています。与野党協議は難航することが予想されるものの、社会保障関係費の膨張と、税収の低迷という課題に対する今後の政策の方向性の土台となります。今回は、改革案の内容についてご紹介します。

### 1. 社会保障改革の基本的な考え方

社会保障改革は、医療費や年金、福祉などの社会保障制度の見直し及びその財源確保と同時に日本の財政健全化を図るための改革と位置付けており、次のような方向性を示しています。

- ① 子供・子育て支援の強化
- ② 医療・介護サービスの強化
- ③ 貧困・格差対策の強化
- ④ 多様な働き方を支える社会保障制度の確立
- ⑤ 全員参加型社会の実現
- ⑥ 安定財源確保

### 2. 安定財源確保のための税制改正

税制抜本改革においては、消費税率の引上げを最大の柱とし、個人の富裕層の税額負担増を求めています。

税目	項目	内容	H24年	H25年	H26年	H27年	税額負担
消費税	税率引上げ	税率をH26.4以後に8%、H27.10以後に10%に引上げ			■		↑
	課税の適正化	5億円超の課税売上高を有する事業者の子会社等は資本金1000万円未満の新設法人の免税点制度について適用できないこととする			■		↑
所得税	税率構造見直し	現行最高税率40%の所得税率を、課税所得5000万円超について45%の税率を設ける。			■		↑
	金融所得課税の見直し	・軽減税率は延長せず本則税率化(10%から20%へ) ・公社債の課税方式および損益通算検討			■		↑
	給与所得控除の上限設定*1	・給与等の収入金額が1500万円超の部分の給与所得控除は245万円を上限とする ・成年扶養控除や配偶者控除の縮減は継続検討			■		↑
法人税	実効税率引下げ*2	H24.4以後開始事業年度より実効税率約5%引下げ。ただし当初3年は復興特別法人税を課税するため、引下げ幅は縮小。	■				↓
相続・贈与税	相続税の課税ベース・税率構造の見直し	・現行の基礎控除を4割縮小 ・死亡保険金の非課税制度の適用範囲の縮小 ・税率構造を現行6段階から8段階にし、最高税率を50%から55%に引上げ			■		↑
	未成年者控除・障害者控除の引上げ	・現行20歳までの1年につき6万円の未成年者控除を10万円に引上げ ・現行85歳までの1年につき6万円の障害者控除を10万円に引上げ			■		↓
	贈与税の税率構造の見直し	・税率構造を現行6段階から8段階にし、最高税率を50%から55%に引上げ ・20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合とそれ以外で税率構造を分け、現行よりも累進率を緩和			■		↓ 一定額以上の贈与は負担増
	相続時精算課税の適用要件の緩和	・受贈者の範囲に20歳以上の孫も追加 ・現行65歳以上とされている贈与者の要件を60歳以上に引下げ			■		↓
その他	社会保障・税番号制度導入	納税記録と社会保障情報を一元管理するため各個人・法人に番号を割り振る			■		-

\*1 平成24年税制改正大綱に織り込み済み

\*2 平成23年12月2日施行済み

(担当：山口美幸)